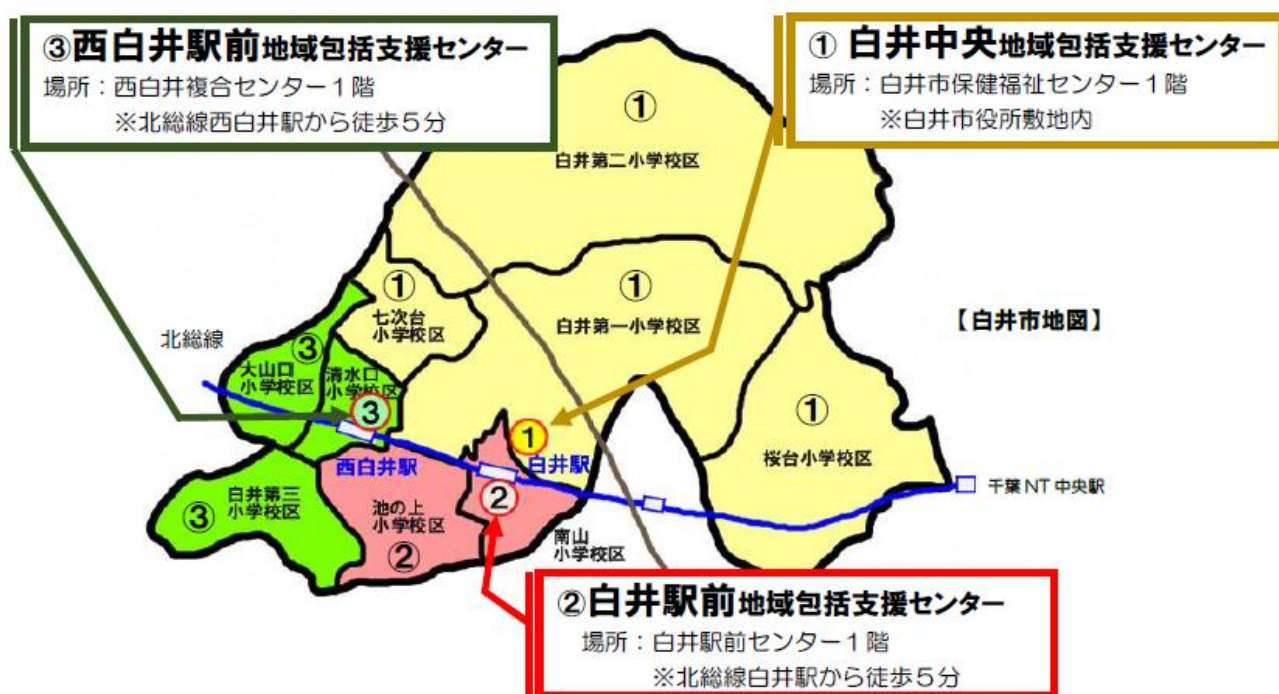


令和 5 年度 白井市各地域包括支援センター事業計画書

- ①白井中央地域包括支援センター 2-4
- ②白井駅前地域包括支援センター 5-7
- ③西白井駅前地域包括支援センター 8-10



①白井中央地域包括支援センター

I. 基本情報

(1) 住所・連絡先等

センター住所	千葉県白井市復1 1 2 3 白井市保健福祉センター内	
電話番号	047-497-3474	
ファックス番号	047-498-4832	
メールアドレス	461-houkatu@kikaen.or.jp	
開設曜日・時間	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

(2) 担当圏域

担当圏域 (小学校区)	白井第一小学校区、白井第二小学校区、七次台小学校区、桜台小学校区												
担当圏域 の特徴分析	<p>白井第一小学校区は、近年転入してきた高齢化率が低い地域と、従来からの多世代住居に高齢者世帯のみが居住し高齢化率が高い地域とが混在している。市役所や医療機関、介護施設等、施設が多い地域。</p> <p>白井第二小学校区は、人口は少ないが面積は広く、駅や市役所、商業施設からも遠いため、車が欠かせない地域。地域によっては講の集まりが継続され、隣近所との関係性が維持できている。高齢化も進展しており、隣近所との交流もままならなくなってくるのが想定されるが、現在は同居等の子供からの支援が得られ、介護上の課題が表面化していない地域となる。</p> <p>七次台・桜台小学校区は千葉ニュータウンの造成と共に転入した人が多く、高齢化率は低いが、一気に高齢化率が高くなるのが想定される。住民の活動意識は高く、自主活動も盛んな地域でもあるが、一方で個人が支援を頑なに受け入れず、孤独死などの問題も抱えている。</p> <p>【高齢者人口と高齢化率】</p> <table border="1"> <tr> <td>白井第一小学校周辺地域</td> <td>1,893人</td> <td>29.2%</td> </tr> <tr> <td>白井第二小学校周辺地域</td> <td>1,043人</td> <td>35.4%</td> </tr> <tr> <td>七次台小学校周辺地域</td> <td>1,239人</td> <td>21.2%</td> </tr> <tr> <td>桜台小学校周辺地域</td> <td>1,737人</td> <td>24.9% (令和5年4月時点)</td> </tr> </table>	白井第一小学校周辺地域	1,893人	29.2%	白井第二小学校周辺地域	1,043人	35.4%	七次台小学校周辺地域	1,239人	21.2%	桜台小学校周辺地域	1,737人	24.9% (令和5年4月時点)
白井第一小学校周辺地域	1,893人	29.2%											
白井第二小学校周辺地域	1,043人	35.4%											
七次台小学校周辺地域	1,239人	21.2%											
桜台小学校周辺地域	1,737人	24.9% (令和5年4月時点)											

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごしていくことができるよう、信頼できる・立ち寄りやすい窓口、相談場所を引き続き目指します。また、必要時のご自宅への訪問や高齢者の集いの場へ積極的に伺い、顔の見える関係づくりをします。 ・高齢化が更に進んでいく中で、より地域に深く入り、ニーズを掴んでいくことができるよう、実態調査に力を入れていきます。併せて、必要な支援・対応が早期から行えるよう、総合相談と生活支援コーディネーターとの連携にも力を入れていきます。

Ⅲ. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

－ 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の上昇・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
地域の高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターの周知に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターについて独自で作成したリーフレットを窓口や交流の場等で市民、地域関係者へ配布する。 ・多くの問題を抱えたケースは早期解決のため関係機関と連携を取りながら支援する。
感染症や自然災害等、有事下においても適切に対応できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・他包括とも協議しながら、実現可能な業務継続計画作成を行う。 ・有事下でも活動できるよう、紙媒体での資料作成を行う。 ・個人情報管理を徹底する。

2. 総合事業 - 介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
介護保険サービス以外の社会資源を意識した、自立支援が目指せる窓口対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画作成従事者研修会に参加する。 ・支援方針が適切であったかケース検討会等で振り返りの場を設ける。 ・居宅支援事業所に委託したケースについて適切なケアマネジメントが行われているかをケアプランチェックにて把握する。 ・介護保険サービス以外の社会資源を意識した窓口対応を行う。
地域づくりの推進のため、様々な地域の社会資源の情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・担当圏域の社会資源について情報収集し、必要時市民やケアマネジャーへ情報提供する。 ・集いの場へ参加し、地域包括支援センターの周知とともに集いの場が充実するよう運営に協力する。生活支援コーディネーターと連携し、継続的な支援を行っていく。

3. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
総合相談支援業務 ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援	担当圏域の実態把握を積極的に行い、早期に必要な支援・情報提供ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査を年間200件以上行う。 ・民生委員や近隣住民、関係機関からの情報により支援が必要な世帯の実態を把握し、早期に対応する。 ・月1回包括内でケース検討を行う。 ・民生委員・見守りパートナー交流会を年1回開催する。
	窓口対応だけでなく、出向いて相談に応じる機会を増やす。	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査員との情報交換を密に行い、早期の支援に繋がれるようにする。 ・相談者と顔の見える関係性を作る。 ・報連相を怠らず、三職種で支援の方針や対応について検討する。

権利擁護業務 ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止	認知症等により理解・判断能力の低下が見受けられる高齢者の権利擁護を図る。	・成年後見制度関連の研修や講座等に参加し知識や情報の収集を行う。 ・申し立てへの助言や支援、関係機関の紹介等を行い、高齢者及びその親族等に対して継続的支援を行う。
	虐待の可能性があった際には自己判断せず共有し対応を検討、必要な関係機関との連携を行う。	・虐待に関するリーフレットを収集し、虐待防止の啓発を行っていく。 ・虐待の可能性があった際には自己判断せず共有し対応を検討する。 ・必要な関係機関との連携を行う。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・包括的継続的なケア体制の構築 ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導相談 ・支援困難事例等への指導助言	ケアマネジャーが社会資源を知り、活用できるよう支援を行う。	・委託しているケースのケアプランチェックから地域課題を吸い上げ、生活支援コーディネーターへ繋げる。 ・ケアマネジャーと生活支援コーディネーターを繋げることを意識して支援を行う。
	ケアマネジャーが困難事例を受けやすい、対応しやすい関係・環境作りを行う。	・月1回包括内でケース検討を行い、包括全体で相談ケースを支援していく体制を取る(必要時は適宜)。 ・相談事例に対し、三職種のみならず、関係機関とも連携し、具体的な支援方針を検討していく。 ・具体的な提案をし、ケアマネジャーの相談満足度を上げる。

4. 包括的支援事業（社会保障充実分）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数目標など)
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の一体的な提供を目指すため、救急医療情報キットの普及に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査時や相談時また救急搬送者に対し救急医療情報キットを配布する。 ・集いの場への参加時に救急医療情報キットを配布する。 ・在宅医療・介護連携、認知症対策推進協議会や入院時連携WGに参加し、顔の見える関係を築く。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターと連携し地域課題の把握と社会資源の充実に努める。 日常生活上の課題は多岐にわたるため、介護保険サービスの提供のみならず、生活支援コーディネーターと連携しながら地域住民への情報提供や生活支援サービスの創出に協力する。	<ul style="list-style-type: none"> ・年5回以上生活支援コーディネーターと情報共有の場を設ける。 ・生活支援コーディネーターへ地域や個人のニーズ状況、課題を情報提供する。 ・地域ふれあい会議等、会議への参加・協力体制を取る。
認知症総合支援事業	本人・家族が必要な情報が得られ、安心して地域で生活できるよう活動する。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催、協力(年3回)。 ・認知症初期集中支援チーム員会議に参加し、対応力の向上に努める。 ・相談時、集いの場への参加時に認知症ガイドブックを配布し普及啓発に努める。 ・認知症カフェの立ち上げに協力する。
地域ケア会議推進事業	支援が必要な高齢者を地域で支えるため、地域ケア会議を通じてネットワーク作りをする。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援型地域ケア会議にて事例提出者、助言者として参加する。 ・ご近所支え合い会議を年3回開催する。 ・民生委員・見守りパートナー交流会を年1回開催する。

②白井駅前地域包括支援センター

I. 基本情報

(1) 住所・連絡先等

センター住所	千葉県白井市堀込1丁目2番2号 白井駅前センター1F	
電話番号	047-492-8100	
ファックス番号	047-492-8102	
メールアドレス	satsuki.chiiki@koik.jp	
開設曜日・時間	火曜日～土曜日	午前8時30分～午後17時15分

(2) 担当圏域

担当圏域 (小学校区)	南山小学校区・池の上小学校区									
担当圏域 の特徴分析	<p>【南山小学校区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白井駅周辺、国道464号線沿いにはスーパーやホームセンター、集合住宅が数多く建っている。区内にある4F建て以上の集合住宅が65棟。内エレベーターがない棟が25棟あり、高齢者の外出に関わる生活課題（買い物、ゴミ出し、外出意欲の低下等）が多く上がっている。また団地での高齢化率が非常に高く、日常生活の困りごとを抱える高齢者の増加が今後さらに見込まれる。 ・生活課題の対策として、住民主体による地域資源を活用。お買い物バスや地域のサロン開催など、住民や地区社会福祉協議会が運営を行っている。 ・独居や引きこもりがちな高齢者の生活状況の把握が大きな課題。相談経路としては、別居の家族や民生委員からの情報提供や相談が多い。 ・笹塚や根・復地区（一部）には、若い世代が転入してきている。 <p>【池の上小学校区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の高齢化率が最も高い地区であり、今後も高齢化率の上昇が予測される。近隣に店舗や医療機関が少なく、免許を返納した高齢者は移動に関する課題が多い。 ・池の上地区は戸建てが多くを占めており、高齢者の独居世帯や高齢者夫婦のみ世帯が目立つ。 ・堀込地区はほとんどが団地で、また高齢化率が高い。4F建て以上の集合住宅が35棟ある内、エレベーターがなしが30棟。南山小学校区同様に外出の課題の大きな原因となっている。 ・中銀マンションには高齢者専用棟（ライフケア棟）があり、高齢に伴い生活に支障が生じた方の相談が多く寄せられる。 ・地区社会福祉協議会が、集いの場の運営、高齢者への定期的な様子確認を行う見守り活動を行っている。 <p>【高齢者人口と高齢化率】</p> <table border="1"> <tr> <td>南山小学校区周辺地域</td> <td>2,310人</td> <td>32.6%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>池の上小学校区周辺地域</td> <td>2,336人</td> <td>38.2%</td> <td>(R5.4.1現在)</td> </tr> </table>		南山小学校区周辺地域	2,310人	32.6%		池の上小学校区周辺地域	2,336人	38.2%	(R5.4.1現在)
南山小学校区周辺地域	2,310人	32.6%								
池の上小学校区周辺地域	2,336人	38.2%	(R5.4.1現在)							

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

1. 住民、地域のニーズを把握し、必要な地域資源を創出に協力をする。また、安心して生活を続けられる地域づくりや生活体制の構築を図る。
2. 住民や関係機関が地域包括ケアシステムを効果的に活用できるよう、丁寧なヒアリングを行い、適切な支援機関への橋渡しを行う。併せて支援機関と日頃から関係構築に努め、円滑な支援を提供する。

Ⅲ. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

- 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の上昇・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
市、各地域包括支援センターおよび関係部署との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括センター連絡調整会議を通し、市や各地域包括支援センターとの情報交換を行う。 ・支援に係る関係部署との顔合わせや情報提供を行い、連携を強化し、多角的な支援を行う。
個人情報保護のため事業所内の設備を適切に利用、また個人情報の管理徹底に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が含まれたPCを適切に取り扱うため、外部機器接続を行わない。 ・窓口相談で複数の相談者が来所した際、仕切りやブラインドを利用し相談者間の個人情報が保持されるよう努める。 ・個人情報を持ち出し時、また返却時に管理簿へ記入をする。

2. 総合事業 - 介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
適切なアセスメントを行い、利用者個々の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実践していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援に向けた目標設定を行うため、個別の困りごとや課題を把握するアセスメントを実施する。 ・地域資源を効率的に活用し、ケアプランに位置づける。
その人らしい生活を続けられる地域づくりを目指し、地域の高齢者に対して介護予防活動の普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場で、パンフレット配布や体操を通して介護予防の普及啓発を図る。 ・集いの場に参加し、地域住民の相談を受ける。また相談を通じ支援を要する人を把握する。 ・実態調査時にパンフレットで介護予防を啓発。元気なうちから行うことを促進していく。

3. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
総合相談支援業務 ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援	地域の高齢者が安心してその人らしい生活を送り続けられるよう、関係機関・関係者とのネットワーク構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア活動の知識を広げ、ボランティア担当者との繋がりを作る。 ・民生・児童委員、見守りパートナー交流会を年1回主催し、地域の見守りを行う担当者との関係性の構築を図る。
	孤立や課題を抱えた地域高齢者の早期発見、かつ適切な支援や情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や見守りパートナー、関係機関と連携を図り、要支援者の早期発見、早期介入を行う。 ・年間150件以上の実態調査を行い、要支援者の早期発見、住民への情報提供を行う。 ・集いの場での出張相談窓口を開設する。
権利擁護業務 ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止	高齢者虐待に関する通報を受けた際は迅速かつ適切な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・受理後速やかに市と情報共有、必要な情報収集を行い、迅速に支援の方針について協議する。 ・三職種全員が対応できるよう、主担当となり対応スキルを向上させる。また他職員の事例を共有することで対応方法を学ぶ。
	消費者被害を防止するため、地域高齢者に向け情報発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・市の消費生活センターその他機関から消費者被害に関する情報収集を行う。 ・担当区域内の集いの場において、消費者被害の実態や予防策について発信を行う。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・包括的継続的なケア体制の構築 ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導相談 ・支援困難事例等への指導助言	ケアマネジャーから相談を受けた困難事例に対し、三職種の専門性を活かし助言・指導ができるよう各職員の資質向上に努める。	・地域ケア個別会議やケース検討を通じて、多様な対応方法や方向性についてのアセスメント力を向上させる。 ・社会資源や諸制度の知識を深め、地域でその人らしく暮らし続けていけるよう多様なサービスを提案する。 ・研修や勉強会に積極的に参加し、専門スキルの向上を努める。
	市内外の委託先居宅介護支援事業所が、より適切なケアマネジメントを実施できるよう情報共有を密に行う。	・利用者個々のニーズに即した計画書の作成を進めるため、フォーマル・インフォーマル問わず幅広い提案を行っていく。 ・ケアマネジャーと継続的な情報共有の場と仕組みづくりを関係機関と協議しながら行っていく。

4. 包括的支援事業（社会保障充実分）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
在宅医療・介護連携推進事業	医療介護連携推進に関する取り組みに協力するとともに、救急医療情報キットの配布と周知に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携、認知症対策推進協議会やWGに出席する。 救急搬送報告で把握したキット未配布者に対し配布を行う。また総合相談の訪問時に配布やシート情報の更新を促す。 講座や集いの場等にて、キットの周知・普及拡大に努める。
生活支援体制整備事業	住み続けやすい地域づくりのため生活支援コーディネーター（以下「SC」という）と連携を図り、地域資源創出に協力をする。	<ul style="list-style-type: none"> 日々の業務で地域課題やニーズを把握。資源創出に向けた検討材料を収集するよう努める。 SCと定期的に打ち合わせを行い、地域課題やニーズを情報交換する。また資源創出に向けた検討を行う。
認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域での見守り体制の構築と周知に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 講座や集いの場、また相談対応時に「白井市認知症ガイドブック」の配布・啓発を行う。 認知症初期集中支援チームの会議参加やケース支援を通し、対応スキル向上に努める。 認知症カフェをボランティアとともに運営し、当事者の閉じこもり防止、家族の相談先となる場を設ける。 認知症サポーター養成講座や家族介護教室を年3回以上開催し、認知症に対する住民の理解を深めるとともに、地域での支援体制を作る。
地域ケア会議推進事業	専門職だけでなく本人や地域住民とともに、個人や地域の課題を考え、高齢者が生活を続けられる地域や体制づくりを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア個別会議（ご近所支え合い会議）を年3回以上開催。高齢者の生活について、住民・関係者が協力して支えられるよう検討する。 民生委員・見守りパートナー交流会を年1回開催。見守りを行っている関係者との連携強化を図る。また情報共有を行い、よりよい見守り体制の構築を図る。

③西白井駅前地域包括支援センター

I. 基本情報

(1) 住所・連絡先等

センター住所	千葉県白井市清水口1-2-1	
電話番号	047-497-5170	
ファックス番号	047-497-5171	
メールアドレス	24-houkatu@kikaen.or.jp	
開設曜日・時間	火曜日～土曜日	午前8時30分～午後17時15分

(2) 担当圏域

担当圏域 (小学校区)	白井第三小学校区、大山口小学校区、清水口小学校区									
担当圏域 の特徴分析	<p>【第三小学校区】 鎌ヶ谷、西白井2方向に便が良く、街道には店舗やマンションが建つ。富士地区の町並みには戦後の開拓の歴史が残り、農地に分散して小規模な宅地開発が行われているため、狭い道幅や袋小路もあり、通行や交通に支障がある。空き家や老朽化住宅、アパートが目につく地域は高齢化が進行している。自治会は開拓年代ごとに形成され、古くから住む住民の結びつきは強く、自治会や地区社協との情報共有や合同事業も活発である。運動や憩いの場として富士公園の完成が待たれる。</p> <p>【大山口小学校区】 子供から高齢者まで幅広い世代が住む圏域である。その中でも大山口・大松地区は千葉ニュータウン開発初期の入居地区であり、高齢化が進んでいる。孤立、孤独を防ぐために、また幅広い世代が住んでいるという特徴を活かし、地域コミュニティの構築やコミュニケーションがとれる環境づくりに力を入れている。</p> <p>【清水口小学校区】 駅を中心に南は分譲中心のけやき台、千草、北には清水口の団地や分譲住宅、在来農家の混合地域がある。スーパーや西白井複合センターを徒歩圏にでき、利便性は良い。半面駅北口の一部は昭和50年代に開発され、エレベーターがない建物も多い。高齢化率も高いため、外出困難に陥りやすい。西白井複合センターでは利用率が高くなり、新しく集いの場を作ろうとしても、毎週の特定曜日、時間で部屋の確保ができなくなっている。</p> <p>【高齢者人口と高齢化率】</p> <table border="1"> <tr> <td>白井第三小学校周辺地域</td> <td>2,329人</td> <td>24.7%</td> </tr> <tr> <td>大山口小学校周辺地域</td> <td>2,064人</td> <td>26.9%</td> </tr> <tr> <td>清水口小学校周辺地域</td> <td>2,639人</td> <td>26.1% (令和5年4月時点)</td> </tr> </table>	白井第三小学校周辺地域	2,329人	24.7%	大山口小学校周辺地域	2,064人	26.9%	清水口小学校周辺地域	2,639人	26.1% (令和5年4月時点)
白井第三小学校周辺地域	2,329人	24.7%								
大山口小学校周辺地域	2,064人	26.9%								
清水口小学校周辺地域	2,639人	26.1% (令和5年4月時点)								

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

西白井駅前地域包括支援センターが主催する地域ケア会議での 個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能の向上。

- ・ご近所支えあい会議では、個人にかかわっているフォーマル・インフォーマル関係者と支援方針の決定やネットワーク作りに重点を置き、連携した支援を行う。
- ・担当圏域会議（民生委員・見守りパートナー交流会）では、生活支援コーディネーター等と連携し、参加者が多角的な視点で自由に意見交換ができるような企画や進行を行う。

Ⅲ. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

－ 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の上昇・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
業務継続に向けた取り組み及び感染症対策の強化。	<ul style="list-style-type: none"> ・白井中央包括支援センターと委員会を開催し「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備を行う。 ・「介護施設、事業所における業務継続ガイドライン」を参考に、災害発生時の対応を検討し、指定介護予防支援事業所における業務継続計画を策定する。
介護予防ケアマネジメント、介護予防支援業務の増大に対応するために、業務の効率化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所職員の受託先照会業務を均等化する。 ・地域のケアマネジャーとの連携を強め、受託先を確保する。 ・内部会議で業務改善や効率化を検討する。

2. 総合事業 - 介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援や要介護度の重度化予防に焦点を当てた介護予防ケアマネジメントを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメントの手引きに示されている5つの事項（①予後予測を立てる②できることは自分で、活動の機会を奪わない③自立を目指して限定的に④本人の意欲を導き出す⑤地域の活動につなぐ）に基づきケアマネジメントを行う。 ・アセスメントの結果、一般介護予防事業で充足する場合は、総合事業の趣旨を利用者に説明し、地域の活動につなげる。
高齢になっても生きがいや役割を持って暮らし続けることができるような地域作りを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の社会資源の把握に努める。 ・生活支援コーディネーターとの連携を図る。 ・講話やパンフレットの配布により介護予防の普及啓発を行う。

3. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
総合相談支援業務 ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援	誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活が維持できるように、地域や各種事業所との連携を図り、一体的な支援体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りパートナー交流会を開催し、地域住民同士のつながりの強化を図る。 ・地区社協や地域の集まりに参加し、地域包括支援センターの周知活動や地域資源の確認を行う。 ・相談対象者に近隣の協力や理解が必要な場合には、ご近所支え合い会議を招集する。
	高齢になってからの転入者やハイリスクの可能性のある方を重点対象者として実態調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間150件以上の実態把握に努める。 ・転入者への実態調査では特に近隣の活動での場の案内や市の介護予防事業の情報提供に留意する。 ・ハイリスク対象者宅の訪問では、拒まれる場合の対応も想定の上、限られた時間の中で出来る限り健康や生活状況の把握に努める。

権利擁護業務 ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止	高齢になることで安心して暮らす権利を奪われないよう虐待の解決に向けた支援や成年後見制度の紹介、申立て支援を行う。	・虐待を疑う相談に対し、速やかに状況を確認する等適切な対応をする。 ・なるほど行政講座への協力、ミニ講座開催などにより成年後見制度の普及啓発を図る。 ・成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者や家族に、制度の説明や申立てにあたっての関係機関を紹介する。 ・権利擁護に関する研修に参加し職員の知識の向上を図る。
	消費者被害に関する相談対応や被害防止に関わる情報を入手した時には、関係機関に情報提供を行う。	・消費生活センターとの会合に参加し、消費者被害の最近の動向について理解する。 ・疑わしい相談を受けた際は、速やかに消費生活センターに照会を取り、ケアマネジャーや地域住民に対し、情報提供・注意喚起をする。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・包括的継続的なケア体制の構築 ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導相談 ・支援困難事例等への指導助言	地域のケアマネジャーを対象とした研修や意見交換会を市と一体的に行う	・主任介護支援専門員スキルアップ連絡会の事務局を担当する。 ・ミニ勉強会、介護予防研修の立案に参加する。 ・白井市主催の研修等ではスタッフとして役割を担う。
	地域、隣接市のケアマネジャーとのネットワーク強化	・日常的個別指導相談で活用できるよう、社会福祉諸制度の概要や地域の関係機関、インフォーマルサービスの情報を収集しておく。 ・支援困難事例の相談で、本人等の同意が得られた場合はケアマネジャーとの同行訪問を心がける。難易度や専門分野によっては、地域ケア推進係や他機関に支援を要請する。

4. 包括的支援事業（社会保障充実分）

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
在宅医療・介護連携推進事業	「救急医療情報キット」の普及に努める。	・サロンや地区社協等の集まりに出向き、キットの説明や設置を促す。(10回) ・消防からの搬送報告受理後、速やかに対応の振り分けを行い、本人家族・ケアマネジャー等の関係者にキットの設置を促す。
生活支援体制整備事業	多様な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を図るために、生活支援コーディネーターの活動に協力する。	・生活支援コーディネーターとの定期打ち合わせを年6回実施する。 ・協議体の会議へ参加する。 ・個別相談での生活支援コーディネーターの活用。 ・地区社会福祉協議会の会合や地縁組織等で地域課題についての話し合いが行われる際は生活支援コーディネーターと同行する。
認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で本人や家族が孤立化することなく生活できるよう支援する。	・「白井市認知症ガイドブック」の内容見直しの協力および相談対応等での配布や啓発を行う。 ・運営主体が住民団体化した「お楽しみ処」の利用を促すとともに協力者の確保に協力する。 ・認知症サポーター養成講座の実施や「お楽しみ処」での家族介護者支援を目的とした企画を立て実施する。(3回以上)
地域ケア会議推進事業	西白井駅前地域包括支援センターが主催する地域ケア会議での個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能の向上。(重点目標)	・ご近所支えあい会議を年3回以上開催する。 ・事例検討会や研修で、会議進行やプレゼンテーションの向上を図ることができるよう努める。 ・民生委員・見守りパートナー交流会では、生活支援コーディネーター等と連携し、参加者が多角的な視点で自由に意見交換ができるよう企画する。